福井ほっとする相続相談室がお届けする相続専門レポート

相伝 -souden



「相伝」という言葉は、技を伝える方法で先生から生徒へ直接教えることという直訳です。難しい相続や贈与など、資産税に関することを事例を交えながらわかりやすく書いています。ぜひご一読ください。

このレポートを読んでいただきたい方

- ☑ 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- ☑ 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- ☑ 相続争いをしたくない方
- ☑ 貸家経営をされている方
- ☑ 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- ☑ 不動産管理会社を持たれている方
- ☑ 相続を経験したことがない方

2026.10.20　vol.124

- 金利上昇の中、相続が起きたとき納税資金は大丈夫？？
- 相続が発生！相続手続きは何から進めたらいい？？

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。

夢中で未来を変えにいく。
上坂会計グループ

私ども上坂会計グループは創業1970年　顧問先数500社を超える会計事務所を母体にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd.（カンボジア）
福井ほっとする相続相談室（福井事務所）　福井市江守中２丁目1312　TEL：0120-939-243
【今立事務所（本社）】福井県越前市赤坂町4-1　【小浜事務所】福井県小浜市小浜白鬚100
ＵＲＬ：http://souzoku.uesaka.ne.jp/　　MAIL：soden@uesaka.ne.jp

金利上昇の中、相続が起きたとき納税資金は大丈夫？？

Writer　公認会計士／税理士　上坂　朋宏

もうすぐ 12 月、今年も税制改正大綱が発表される月です。
そして、今年は税制の大きな改正が目白押しです。なんといっても**消費税の 2 年間限定の改正。**そして、中小企業のオーナーは大いに関係する**自社株評価の改正。**この時点では、まだ法案であり、確定するかどうかはわからないのですが、もし成立すると、**消費税の改正は、生活そのものに影響を与えますよね。**
そして、もう 1 つ。今年は、**日銀が政策金利を 1.0%程度に引き上げ、その後も金利が上昇**しました。これもまた、生活そのものに大きな影響を与えます。たとえば、金利が上がると預金の利息が増える一方、住宅ローンや不動産経営の借入負担も重くなります。
では、相続する財産の価値や、相続税の評価はどう変わるのでしょうか？

■金利が上がると、相続する財産の価値はどう変わるのか？
一般的に、金利が上がると、お金を借りて土地や建物を買う人の負担が増えます。そのため、特に家賃収入を目的とする不動産では、**買い手が慎重になり、売買価格が下がる可能性**があります。また、以前の低い金利で発行された国債や社債は、新たに発行される利回りの高い債券と比べて魅力が下がり、**途中で売る場合の価格が下がることがあります。**反対に、預貯金では受け取る利息が増えます。
つまり、**金利の上昇がすべての財産の価値を同じように押し下げるわけではない**ということです。
ただし、相続税は、相続した土地や建物などを「今、売ったらいくらか」という金額で計算するものではありません。土地は国税庁が公表する路線価など、建物は市町村が定める固定資産税評価額など、財産の種類ごとに定められた方法で評価します。そのため、**金利が上がって不動産の売買価格が下がったとしても、相続税の評価額がすぐに同じだけ下がるとは限らないのです。**
相続税の評価は相続が始まった時点を基準に行いますので、個々の財産の内容を確かめることが必要になりますね。

■金利上昇時代　これからの相続対策で確認したいこと
まず、**財産を一覧にし、相続税がおおむねいくらになるかを確認**します。そのうえで、預金や生命保険金などから納税に使える現金がどのくらいあるかを確かめます。**不動産や自社株が財産の多くを占める場合は、納税資金が十分にあるか？が重要な論点**です。
次に、借入れがある場合は、金利が今より 0.5%または 1%上がっても返済を続けられるかを試算します。**必要に応じて、計画的な預金の確保、不動産の整理、生命保険の活用、納税方法の検討**を進めます。

これからは**「相続税をいくら減らせるか」だけでなく、「残された家族が無理なく納税でき、その後も安心して暮らしや事業を続けられるか」という視点で、相続対策を考えることが重要**です。

私達は、財産を一覧にしたり、金利上昇によるシミュレーションのお手伝いはできますので、不安な方は、いつでもご相談ください。



相続が発生！相続手続きは何から進めたらいい？？

Writer　相続診断士　石田　典子

ご家族が亡くなり相続が発生したら、必ず何かしらの手続きが必要になります。私どもが行っている無料相談でも、「何から手をつければいいのかわからない。」「何をすればいいのか？どんな風に進めていけばいいのかわからない。」といった、右も左もわからないという方も多くいらっしゃいます。
私どもにご相談に来られる多くの方が主に遺されている遺産は、自宅などの不動産、預貯金、有価証券、保険といったものが一般的です。仮にこれらの遺産相続があった場合、どんな手続きをどんな順番で進めていくといいのか？今回は私どもの経験からお伝えできる、相続手続きの進め方を簡単にまとめてみました。

①被相続人の財産の把握

まずは被相続人（亡くなった方）の財産を調べるところから始めましょう。
不動産⇒　固定資産税納税通知書を探す。不明な場合は市役所で名寄せを請求。
預貯金⇒　通帳等を探す。不明な場合は近隣の各金融機関で調査してもらう。
有価証券⇒　証券会社からの郵送物等がないか探す。通帳に配当金の入金履歴や証券会社からの入出金履歴がないかを調べる。
保険⇒　保険証券や保険会社からの郵送物、通帳の保険料支払い履歴を確認。

②公的書類の取得

ほとんどの手続きに必要になるのが、市役所等で取得する公的書類です。以下の書類が 1～2 通ずつ必要になります。相続人の書類はマイナンバーカードがあればコンビニでも取得できます。

- 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本（原戸籍・除籍謄本等）
- 亡くなった方の住民票の除票または戸籍の附票
- 相続人全員の戸籍謄本
- 相続人全員の住民票
- 相続人全員の印鑑証明書

③金融機関の手続き

被相続人の口座がある金融機関（銀行や証券会社等）を把握したら、取得した公的書類と代表で手続きを進める相続人の方の実印、通帳等を持って各金融機関を回り、解約や名義

変更手続きについて相談し必要な書類をもらってきます。
待ち時間や相談時間が長くなる場合がありますので、時間に余裕があるときに行っていただくのがいいと思います。
各金融機関の書類が集まったら、必要事項の記入や相続人の署名捺印（実印）をして提出し進めていきます。
なお、金融機関は**公的書類の有効期限が 3 か月以内（金融機関によっては 6 か月）**などの制限がありますので要注意です。公的書類は、ほとんどの金融機関でコピー後に返還してもらえますので、各 1 通ずつあれば使い回せます。

④保険金請求
被相続人を被保険者として加入していた保険契約について、死亡保険金や入院給付金等の請求をします。
これも公的書類の有効期限があったり、保険会社や保険金の金額によって原本提出の場合や、コピーでもよい場合がありますので、確認の上お手続きください。

⑤不動産の名義変更
被相続人名義の不動産がある場合は、法務局での所有権移転登記（名義変更）が必要になります。もしご自身でされる場合は、法務局に事前予約をとり相談に行かれるといいですが、ご自身でやるのはなかなか難しいため、専門家へ依頼する場合は司法書士へご相談ください。
不動産の手続きに使う公的書類は有効期限がありませんので、金融機関等の手続きが終わった後、最後に進めていただくといいです。
相続登記は、その所有権の取得を知った日（遺産分割協議の場合は分割成立日）から 3 年以内に登記することが義務化されていますので、忘れずに必ず行ってください。

上記は、名義変更等を中心にまとめていますが、相続放棄をされる場合、所得税や相続税がかかる場合などは、それぞれに期限がありますので、まずは私どもの無料相談をご利用いただき、必要な手続きを把握していただければと思います。



相続アドバイザーのつぶやき

最近、自分の預金通帳やお客様の通帳を見ていて、入金されている預金利息の金額がいつもより多い！と感じることが増え、金利上昇を実感しているところです。今までは銀行に預けていてもほとんど増えないというイメージでしたよね。だから有価証券や保険など、預金以外の金融資産などで運用されているという方も増えているのではと思います。
相続税がかかるかどうかや年齢に関わらず、自身の財産を一覧にして整理しておくことは大事だなと思います。昔入った保険、今の時代に合っていないかも？ほったらかしにしている有価証券、いまどうなっているかな？と、いまの自分や家族の状況に合わせて見直してみてはいかがでしょうか？
お金や保険のことが気になる方は、弊社グループのライフデザイン研究所にご相談ください。